

令和3年 第3回弟子屈町定例教育委員会会議録

1 日時：令和3年3月23日（火）午前10時00分から午前11時10分まで

2 会場：弟子屈町公民館 研修室

3 出席委員

岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員

出席事務局

廣田管理課長、山口管理課長補佐、辻川指導室長、藤森社会教育課長、川井田社会教育課長補佐、金須社会教育課スポーツ係長、小見山図書館業務係長、山本給食センター所長

4 会議録署名委員：吉田委員

前回署名：菅原委員

5 傍聴人 なし

議事日程

令和 3年 3月 23日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 1 号	専決処分事項の報告について (令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について/3月12日付)
5	議案第14号	教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第15号	弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第16号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
8	議案第17号	弟子屈町学校給食費補助金交付要綱の制定について
9	議案第18号	弟子屈町要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について
10	議案第19号	弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
11	議案第20号	第2次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の策定について
12	議案第21号	第3次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について
13	議案第22号	教育財産の所管換について
14	議案第23号	令和3年度教育委員会職員の任免について

## 会議内容

### 【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和3年第3回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : 本日は、年度末のお忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。只今から、令和3年第3回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の臨時教育委員会での会議録の承認につきましては、菅原委員に、お願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明致しますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

### 【行政報告件名】

- 2月25日 教職員管理職人事最終協議  
第4回釧路管内市町村教育長会議
- 2月26日 町議会全員協議会  
公営塾(株)Birth47との打合せ
- 2月28日 弟子屈小学校吹奏楽少年団定期演奏会
- 3月1日 弟子屈高校卒業式  
道教委高校教育課とのオンライン打合せ
- 3月2日 大雪による小中学校臨時休校  
生きがい講座弟子屈学級閉講式
- 3月3日 大雪による小中学校始業時間の2時間繰下げ
- 3月4日 生きがい講座川湯学級閉講式  
第1回臨時教育委員会  
第5回臨時校長会議  
表敬訪問(北海道中学生インドアソフトテニス研修大会出場)
- 3月5日 タブレット端末導入に向けた研修会
- 3月9日～12日 令和3年第1回弟子屈町議会定例会
- 3月15日 弟子屈中学校卒業式、川湯中学校卒業式

町民大学校「学知賞」授与

- 3月16日 町職員人事協議
- 3月18日 美留和小学校 第2回学校運営協議会
- 3月19日 弟子屈小学校卒業式、川湯小学校卒業式  
表敬訪問（全日本バトントワリング選手権大会出場）
- 3月22日 第2回釧路管内学校職員働き方改革推進会議  
郵便局との街づくり協議会  
中小企業同友会摩周地区会勉強会

#### 【質疑応答】

岩原教育長：以上が、主な内容となっておりますので、何か、ご意見や、質疑がありましたら、お願いします。

菅原委員：弟子屈高校の存続に関連して、議会でも話が出ていましたが、来年度小中学校の給食が無償化になりますが、給食に関して何年か前に高校でアンケートを取ったときに、保護者の間では自己負担が出ることから給食が難しかったと思うのですが、できれば高校もそのような状況で給食を提供できれば、また弟子屈高校の魅力づくりにつながるかなと思います。予算が掛かることですが検討願えればと思います。

岩原教育長：75人として中学生と同じ料金とすれば、400万円ほどになると思います。そんなに難しいことではないと思いますので、あとは保護者の希望やPTAを含めて、そのような声があればやぶさかではないと思います。こちら側から提案するのか、高校の色々な組織から要望してもらうのかも含めて、今年度は無理としても、来年度に向けて、そのような声があればと思います。

菅原委員：前回のアンケートを見ても、親の負担を考えたときに弁当の方がいいという意見が多かった感じでしたので、それが無償化ということであれば、保護者も給食を選ぶのではないのでしょうか？

岩原教育長：そうですね。提供する能力も十分ありますので、あとは予算などありますが、前向きに検討していきたいなと思います。  
ほかにありませんか？

吉田委員：5日のタブレット端末研修会が行われましたが、全部揃ったのですか？Wi-Fiやルーターも？

廣田課長：Wi-Fiの方は先月工事が終わっております。タブレットの方はスケジュール的には、今日弟子屈小学校に入って完了ということで、全部入っております。  
教員を含めて496台です。

岩原教育長：標茶は間に合わなくて、1学期ですね。

廣田課長：標茶はネットワーク環境がないので、それを先に整備しないと、国の補助を受けるのには同時にやらなければならないので、そういう形になっています。

吉田委員：ある程度、スタートしようと思えば、すぐできる体制にはなっているのですね。

岩原教育長：そうですね。あとはどのように使うかだと思います。移動教育委員会が6月に弟小でありますので、その時に授業が見ることが出来ます。その頃には、ある程度使われているかだと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第1号「専決処分の報告について」を、議題といたします。

本件は、「3月12日付けの令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について」で、期限付き教職員の任免であります。

なお、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います。如何でしょうか？

各委員：はい。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第1号「専決処分の報告について／令和3年度弟子屈町立学校職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長：日程5、議案第14号「教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：はい、ただいま、上程のありました議案第14号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

初めに、参考資料の3ページをお開き願います。

定例教育委員会の会議で、規則の改正や要綱の制定などが議決されたあと、その効力を発効させるため、第2条に記載されているように、「規則等は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布する。」などの手続きをすることを、この教育委員会公告式規則で定めておりますが、一部文言に修正すべきところがありましたので、改正することと致しました。

それでは、議案第14号のページをお開き願います。

議案第14号、教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について。

以下、省略させていただきます。

次の1ページ目をお開き願います。

新旧対照表のように、まず題名を、ほかの規則と同様に「弟子屈町」を加えます。

第1条では、「で公表するもの」を削り、第2条で、「等」と「又は公表」を加えます。専門的な言葉になりますが、規則は公布、規程や要綱は公表となります。

第2項で、改正前では、規則を公布するときに番号や年月日などを記載して、教育長が署名押印するとなっておりますが、実際には町長が条例を公布するときも、教育長が規則を公布するときも、署名だけで公印は押しておりませんの

で、「押印」を削ります。

第3項は、規程の公表について新たに定め、この場合は、署名はせずに公印を押すこととなります。

第4項と第3条は、先ほど同じです。

以上、簡単ではありますが、議案第14号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第14号「教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

岩原教育長：日程6、議案第15号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：はい、ただいま、上程のありました議案第15号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

初めに、参考資料の4ページをお開き願います。

北海道教育委員会からの通知文書ですが、上から5行目で、「令和3年2月26日付けで、道立学校管理規則を改正し、規則第6条の2に基づき、『道立学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱』ともう一つの要綱が制定されました。」、そして、下から2行目で、「貴教育委員会で学校管理規則を改正する際の参考にして下さい。」と書かれております。

今回、この通知と1行目の文部科学省からの通知を受け、本町におきましても、教諭と事務職員の標準的な職務内容等について定めることとしました。

それでは、議案第15号のページをお開き願います。

議案第15号、弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、以下、省略させていただきます。

1ページ目をお開き願います。併せて参考資料の11ページをお開き願います。新旧対照表のように、まず第6条の6と第7条の間に、新たに第6条の7として、「(教諭等及び事務職員の標準的な職務内容) 第6条の7 教育長は、教諭等(教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」、「2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」を加えました。

これに関連して、第4条に、「校長は、この規則に定めるものを除き」の次に、「第6条の7に基づき教育長が定める事項を参考にして、」を加えました。

文言につきましては、道立学校の条文を参考としております。

この第6条の7に基づいて定める予定の要綱につきましては、参考資料5ページから6ページに教員の要綱を、7ページから9ページに事務職員の要綱の案を添付しております。時間の関係上詳しい説明は割愛させていただきますが、概ね道立学校の要綱を参考としております。なお、この2つの要綱は、教育長が定める内規扱いとさせていただきます。

また、現行の学校管理規則は、参考資料の10ページから17ページに掲載しております。

以上、簡単ではありますが、議案第15号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第15号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程7、議案第16号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願ひします。

山口補佐：はい、ただいま、上程のありました議案第16号について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、財団法人自治体国際化協会より、令和3年度「招致外国青年任用規則（案）」、いわゆる「ALTの任用規則」が変更になった旨の通知があり、この規則に準じて作成している、本町の任用規則につきましても一部改正する必要が生じたことから、今回、提案をさせていただくものであります。内容は、特別休暇に関する改正です。

それでは、議案第16号のページをお開き願ひします。

議案第16号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。

以下省略させていただきます。

次の1ページ、新旧対照表をお開き願ひします。併せて、参考資料の18ページをお開き願ひします。

18ページの一覧表に、忌引休暇などALTに関して整理しておりますが、現在13種類の特別休暇がありますが、今回の改正で、介護休暇のうちの1つと、妊産婦休暇、妊産婦の通勤緩和休暇を追加し、介護休暇の2つ目と夏季休暇について、条文の文言を修正しております。併せて号番号の変更が2つあります。議案書の1ページのように、第10号として、介護休暇の1つを加え、現行の第10号の介護休暇の2つ目の文言を修正して、第11号とします。条文の文言は、自治体国際化協会が示しているものを踏襲しております。

それから、第13号として、妊産婦休暇を、2ページ目に書かれておりますが、第14号として妊産婦の通勤緩和休暇を加えております。

第15号の夏季休暇は、協会の例に倣い記載内容を改めたほか、取得できる期間を、町職員と同様に6月から9月までとしました。

第2項は、有給と無休の区分で、第19条は、手続きについてであります。参考資料18ページのように、有給と無休を示しております。また取得理由については、第16号のその他の場合のみ必要で、そのほかは予定日数を、所属長に届け出て承認を得ることとなります。一方で第5号から第8号は、届け出のみで、所属長の承認は不要としております。

参考資料の19ページから23ページに、改正前の現行の規則を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第16号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程8、議案第17号「弟子屈町学校給食費補助金交付要綱の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がありますので、日程9、議案第18号「弟子屈町要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明を願います。

山本所長：ただいま、上程のありました議案第17号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

これまでも教育委員会の際に、「弟子屈町学校給食費無償化」についてはご説明をさせていただいているところではあります。令和3年度より弟子屈町立小中学校に在籍する児童の保護者に係る給食費を補助することにより、無償化を実施することとなりました。

今回、当該補助にあたり、必要な事項を定めるべく、本要綱の制定につきまして議案として提案するものであります。

それでは、議案第17号のページをお開き願います。

議案第17号、「弟子屈町学校給食費補助金交付要綱」の制定について。

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

このたびの要綱の制定は、第1条の「目的」に定めている通り、弟子屈町が実施する学校給食に係る給食費を補助することにより、保護者の経済的負担を軽



減することを目的に「弟子屈町教育委員会補助金等交付規則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。

概要につきましては、補助対象者は第3条に定める通り、生活保護世帯及び準用保護世帯を除く、弟子屈町立小中学校に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の保護者となっており、その保護者が負担すべき児童等に係る給食費の相当額全額を補助するものであります。

また、第5条「補助金の交付申請等の委任」では、当該補助事業の目的等に鑑み、補助対象者の交付手続きの負担を軽減するとともに、学校等の事務の簡素化を図り、効率的に運用するため、補助対象者から補助金の申請、補助金の受領等一切の事務手続きに関する権限を、弟子屈町学校給食センター所長に委任するものとしたものであります。

なお、当該委任につきましては、年度当初に保護者から、学校を通じて「給食申込書兼委任状」を提出していただき、事務を当センターが取り扱うものいたしますので申し添えます。

以上簡単ではありますが、議案第17号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山口補佐 : 続きまして議案第18号について、説明させていただきます。

議案第18号のページをお開き願います。

議案第18号、弟子屈町要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について。

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

ただいま、山本所長から給食費無償化に伴う手続きについて、説明がありましたが、就学援助を受けている児童生徒の給食費については、これまで学校へ支払っていたものを、給食センター所長の私会計の口座へ納入することとし、第11条と第12条の文言を、ご覧のように改めることとしました。

併せて、就学援助費として支給する費目の一覧を、2ページのように改めますが、こちらに関しましては、参考資料の27ページとの比較になります。学校給食費の対象経費について、現行の「児童生徒が当該学校へ納入する費用」から「小中学校に在学する者の学校給食に要する費用」に改めます。

また、議案書の3ページに申請書の様式を示しておりますが、こちらも参考資料28ページとの比較となります。現行の申請書の様式の左上の文言の中で、4行目の左側の学校給食費について書かれているものを、議案書の3ページのように、「学校給食費の請求及び受領に関しては、給食センター所長に委任します。」と改めました。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長 : ただ今、事務局から、それぞれ説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第17号「弟子屈町学校給食費補助金交付要綱の制定について」、議案第18号「弟子屈町要保護及び準要保護児童生徒認定に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長 : 日程10、議案第19号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明を願います。

金須係長 : ただ今、上程のありました、議案第19号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部改正について」の提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、少子化対策として、経済的な負担を減らすことで、スポーツの振興及び青少年の健全育成を図ることを目的とし、一部文言の整理と、助成の対象、範囲、回数の基準を一部改正するものであります。

それでは、議案書の、議案第19号のページをお開き願います。

議案第19号、弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。

第2条の助成の対象では、現状、「選手15名以内、引率1名を限度とする。」となっていますが、各学校の部活動や町内のスポーツ少年団では、全ての競技において顧問や指導者が複数配置されていることに加え、職員の働き方改革の中で外部指導者の導入が一つの柱となっている状況もあり、競技によっては、複数の人が携わるケースが多いため、引率、指導者については、3名を限度とし、選手については、大会要項等で15名以上の数を定めているケースもあることから、現に出場又は参加する選手という表記に改正します。

次に、第3条、助成の範囲では、大会によって、代表者会議等が大会日程外で行われるケースや、開催地までのアクセスが悪いケースがあることから、道内3泊以内、東日本4泊以内、西日本5泊以内を削除し、開催要項等に定めた期間で、交通手段を用いても移動に時間を費やし競技会に支障をきたすと判断したときは、必要な日数に応じた泊数の額とするに改正します。

(10)では、交通機関で持ち込めない道具等について、文化振興助成と均衡を図るため、経済的かつ合理的な方法と認められた場合に限り、助成対象とすることを、追加いたしました。

2ページ目をお開き願います。

2項では、一般社会人5割を、文化振興助成と均衡を図るため7割といたしました。

次に第4条、助成の回数では、子育て支援の一環として、経済的負担の軽減を図るとともに、小学生から高校生までの、子どもたちの競技活動を一貫して後押しすることを、目的に、中体連、高体連を除く2回までを4回までとし、ただし書きとして、「助成を受けた競技会等の上位大会に参加する場合は、この限りでない」を追加しております。また、児童については、6回まで助成回数

を拡充しております。

附則として、「この規程は、令和3年4月1日から施行する」こととしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

3月の議会でも一般質問で、「拡充したらどうか」という質問があって、「前向きに検討する」という答弁をさせて頂いたので、さっそく改正することとしました。

質問は、ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第19号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程11、議案第20号「第2次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の策定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：はい、ただいま、上程のありました議案第20号につきまして、ご説明させていただきます。

議案第20号、第2次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の策定について。

以下、省略させていただきます。

初めに、別添の、平成30年11月に策定した「弟子屈町立学校における働き方改革行動計画」いわゆるアクションプランをご覧願います。

1ページに書かれているように、学校職員の働き方改革を進めるために、道教委が策定した北海道アクションプランに基づいて策定し、2ページの5のように平成30年度から平成32年度、令和2年度までの3年間を行動計画の期間として、3ページの「6行動計画が目指す目標」や「9(1)教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、4ページの「(2)部活動にかかる負担の軽減」、5ページ中段の「長期休業期間中における学校閉庁日の設定」など定め、最後の7ページには年度計画の一覧を整理しました。

今回、このアクションプランの期間が終了するのに伴い、第2次のアクションプランを策定するものであります。

それでは、別添の「第2次弟子屈町立学校における働き方改革行動計画」をご覧願います。委員の皆様にはあらかじめ送付しており、一読されているかと思っておりますので、概略のみ説明させていただきます。

現行のものと記載形式を変えておりますが、第2次のは昨年3月に改定された北海道アクションプランに沿って作成しており、「はじめに」や「1働き

方改革に関する国の動き」などの項目や記載内容も、道教委の物に準じております。

「はじめに」の中段では、「弟子屈町教育委員会においても平成30年11月に策定し、3年間の目標や具体的な取組内容等を定め、今般これまでの成果や新たな課題等の解決に向け、第2次アクションプランを作成しました。」としております。

3ページでは、教育委員会と学校の役割を整理し、目標として「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を、1ヵ月45時間以内、1年間で360時間以内」や、4ページ上段で、「部活動休養日」など記載しておりますが、これらも道教委の目標をそのまま踏襲しております。

5ページからの具体的な取組でも、道教委と同様に、アクション1などの項目で整理しております。

7ページでは学校閉庁日についてもご覧のとおりであります。

8ページのアクション4の(2)勤務時間等の制度改善で、最後の行に、「1年単位の变形労働時間制については、有効性を考慮し、導入について検討する」というようにまとめました。

9ページからの教育職員の在校等時間の上限については、細かな時間数なども記載しておりますが、これらも道教委の記載内容を踏襲しております。

全体的に、道教委の物に、弟子屈町独自のものを加筆した形式で作成しておりますが、4ページの中段に書かれているように、学校職員の働き方改革の推進のため、このアクションプランを定めるだけでなく、毎年度、進捗状況を把握し、校長会・教頭会とも取組を検証し、検証結果や国・道の動向を踏まえて、新たな取組の追加や見直しなどの改善を進めてまいります。

以上、簡単ではありますが、議案第20号の説明とさせていただきますが、ので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

金井委員：第2次の方では、校長会・教頭会とも検証をしていくとのことでしたが、第1次の方は、検証はしているのでしょうか？

山口補佐：特に学校教員の勤務時間についてが課題でありまして、それを客観的に把握するシステムとして、昨年4月、令和2年度から各学校でICカードとパソコンのフリーソフトを利用して、出勤時と帰るときにピピッと集計できるシステムを全ての学校に導入しました。ただ、まだ導入して1年経っていませんので、最終的な集計を基に改善点を考えていかなければならないと思っております。一方、道教委では、令和元年度から先行的モデル的に実施している小中高がありまして、平成28年度と令和元年度では、小学校では月45時間以上残業で働いていたパーセンテージが、67.8%だったのが56.3%と10ポイント以上減っております。中学校も9.6ポイント減っております。それで弟子屈町立学校でも令和2年度の3月までの実績を整理できましたら、それらを検討していきたいと思っておりますが、弟子屈町では平成28年度や29年度の数字がないため、比較ができませんが、全道や釧路管内との比較をして考えていきたいと

思います。

岩原教育長：時間外勤務が課題で、教頭先生がすごく多いです。それで働き方改革の会議でも教頭業務の見直しや軽減しようかという話が進んでいて、方針だけ作ってもトータルでやっていかないとダメなので、色んな部分でやっていくということになっております。弟子屈の勤務時間の関係は、令和2年度から集計しておりますので、何かの機会に、「このように変わっている」とか、「学校ごとにこのような実態となっている」ということを定例委員会でお示しできればと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第20号「第2次弟子屈町立学校における「働き方改革」行動計画の策定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程12、議案第21号「第3次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について」を、議題と致します。

事務局より、説明を願います。

小見山係長：ただいま、上程のありました議案第21号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないと定められており、本町におきましても同法に基づきこれまで2回にわたり「弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し取り組んできたところであります。

本案につきましては、現在の「第2次弟子屈町子ども読書活動推進計画」の計画期間が本年3月31日で終了することから、あらたに令和3年度から5カ年の計画を策定するものであります。

それでは、議案書の議案第21号のページをお開き願います。

議案第21号、第3次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について。

以下省略させていただきます。

本計画の内容についての概要をご説明いたします。添付しております計画案の1ページをお開き願います。

はじめに「計画策定の考え方」についてですが、4つの項目について記載しております。まず、「1子ども読書活動推進の意義」では、子どもの読書活動の推進に関する法律の条文を引用し、その意義を記載しております。

次の「2計画の目的」では、子どもの発達段階に応じ学校・家庭・地域が連携して積極的に読書活動を推進していくことを目的とする旨記載しております。

2ページをお開き願います。

「3計画の期間」として、令和3年度から7年度までの5か年の計画期間とし、次の「4計画の目標」では、本計画を達成するため「本と出会い、親しむため

の読書活動の推進」と「読書習慣が弟子屈町に根付くための環境づくり」の2つの目標を掲げております。

続きまして、3ページからは「第2次計画における成果と課題」として、計画期間中に取り組んだ新たな事業とその成果、今後対応していかなければならない課題を記載しております。

主な成果としては、平成28年度の図書館ボランティアの導入、平成30年度のぬいぐるみおとまり会の実施、令和元年度の図書館開館30周年記念事業の開催が挙げられます。また、課題としては、学校司書の配置や児童生徒の読書意欲を喚起するための取組みに加え、未だ終息の兆しが見えない感染症対策が挙げられております。

続きまして、5ページからは「子どもの読書活動を推進するための具体的な取組み」となりますが、こちらは家庭・地域・学校等の3項目に分けて、それぞれに読書活動を推進する方策を記載しております。

最初に「家庭における読書活動の推進」についてであります。家庭の役割と推進方策として、保護者による絵本の読み聞かせなど、家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図る取組である家読の推進など、家庭でできる取組等について記載しております。

次のページをお開き願います。

こちらは「地域における読書活動の推進」についてであります。まず図書館の役割と推進方策として、子どもたちが親しみを持って来館できる読書関連イベントの実施やこども向け図書資料の充実、第3次計画より新たに追加した新型コロナウイルス等感染症に対する予防対策、中心市街地再構築全体構想で挙げられている図書館の移転整備に向けて必要な機能の検討などを記載しております。

8ページをお開き願います。

次に公共施設等の役割と推進方策として、子育て支援センターや子ども発達支援センター、放課後児童クラブなどの各施設を対象に図書館から団体貸出を行い施設内で読書に親しめる環境づくりなどについて記載しております。

続いて民間団体等の役割と推進方策として、読書活動を推進するためには地域住民による読書活動も不可欠であるため、それらボランティアや団体等における人材育成や連携による読書活動の推進について記載されております。

9ページをご覧ください。

こちらは「学校等における読書活動の推進」についてであります。まず、認定こども園・保育園の役割と推進方策として、子どもが様々な本に触れる機会を増やすため、図書スペース・図書資料の充実、図書館の団体貸出の利用等について記載しております。

10ページをお開き願います。

小学校・中学校の役割と推進方策として、子どもたちの主体的・対話的な学びの実現や情報活用能力の育成を図るため、始業前の「朝読書」による読書習慣の定着や、図書委員会活動による児童生徒の自主的な読書活動、学校図書館機能を高めるための学校司書配置の検討等について記載しております。

11ページ以降につきましては資料編となっております、関係法令や例規を掲載しております。

なお、本来であれば本計画策定を所管する「弟子屈町子ども読書活動推進会議」を開催し、計画案を作成すべきものでありますが、コロナ禍により、会議を開催することができなかつたため、事務局作成の計画案を各委員に配布のうえ、内容確認を行った旨申し添えます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

金井委員：子供に本を読ませることは、非常にいいことだと思いますが、これを読んでいると、全てペーパーものにこだわっている気がします。大学生では、電子書籍とペーパーの本では、電子書籍の方が安いので、電子書籍で買う人が多いです。これからそのような時代となってくると思います。私も紙の方が好きですが、世の中の流れでは、漫画も電子化されており、Kindleなどで買えます。今後は、iPadの中にも、無料で昔の著作権の切れた夏目漱石の「こころ」や武者小路実篤の本もただで入りますので、そのあたりも今後考慮して頂ければいいかと思います。

6ページにも、「検討」と書いておりましたが・・・。

藤森課長：今言われた通りだと思います。6ページに記載しているように、十分検討させて頂きたいと思います。

岩原教育長：ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第21号「第3次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程13、議案第22号「教育財産の所管換について」を、議題と致します。事務局より、説明願います。

山口補佐：はい、ただいま、上程のありました議案第21号につきまして、提案理由を、ご説明させていただきます。

奥春別小学校は、3月31日をもって閉校となりますので、教職員住宅も含め、その用途を廃止し、普通財産として、まちづくり政策課に引き継ぐものであります。

所管換後の財産の活用は、まちづくり政策課にて行われますが、これまでの地域との協議で、奥春別地域の農業者が団体を作り、借り受ける予定となっております。

それでは、議案第22号のページをお開き願います。

教育財産の処分について。教育財産を次のとおり所管換するものとする。

所管換事由につきましては、閉校に伴う教育財産の所管換で、財産の種類は、

土地〔学校用地〕及び建物〔校舎・屋体・住宅〕、数量は、土地が、(1)から(4)までの4筆で、16,184.00㎡、建物が、(5)の校舎本体と、次のページの(6)の体育館、それから(8)から(11)の教員住宅5棟となっております。

所管換後は、普通財産として、弟子屈町、担当はまちづくり政策へ引き継ぐこととなります。

参考資料は、最後の31ページに文部科学省で整理しております、施設台帳図を添付しております。委員の皆様には、ご承知のとおりかと思いますが、やや左寄りに①が校舎本体、⑫が音楽室など、⑯が体育館、それから教員住宅は、現在入居しているのが、左上の⑱⑲⑳で、⑪と⑬は老朽化により空き家となっております。

校舎内の備品につきましては、各学校で活用できるものを移し、老朽化しているものなどは廃棄する予定です。またグラウンドにある遊具は、和琴小学校へ移設する予定となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第22号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくをお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第22号「教育財産の所管換について」を、承認致します。

岩原教育長：日程14、議案第23号「令和3年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件につきましては、「事務局の職員の人事に関すること。」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、如何でしょうか？

各委員：はい。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、議案第23号「令和3年度教育委員会職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

委員の皆様から何かありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局からは？



辻川室長 : はい、私の方から1点あります。

委員の皆様のお手元に、カラー印刷で、「令和3年度弟子屈町教育関係諸機関・団体年間行事予定」をお配りしました。

例年大きな紙で印刷したものを関係団体へお配りしておりましたが、令和3年度から印刷をしないこととしました。こちらの方はコロナ関係で変更があるかと思いますが、毎月発行している月別予定表の方は学校や保育園等関係機関用に作っていきますので、参考にさせていただいて、補完して頂ければと思います。

岩原教育長 : 休憩します。

岩原教育長 : 再開します。

最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認をします。

来月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で、4月27日としておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、来月は、27日をお願いします。

第5回定例教育委員会は、5月25日を予定しておりますが、来月、再度、確認したいと思います。

よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和3年第3回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳